An essay on Japanese Modernization and 'BURAKU-Minority' with relation to census

元濱 涼一郎\*
Ryoichiro Motohama

序

本稿は、近世の旧賎民が「特殊部落」として近代に再編され、それが現代の「被差別部落」となっているとの立場にたってこれを論じるものではない。それはそもそも、近代にあっても、なお賎民の系譜の連続性が特定の地域を担保して保持されたという虚構を前提としているというだけではなく、差別そのものの根拠を、系譜に求めるという意味で、近代以前の意識そのものを体現しているという点で、二重の矛盾を来たしていると言うべきであろう。近代において、「部落史」が「国民史」として記述されるに至っている現状への批判(畑中敏之、注①)は当然であると言わなくてはなるまい。従って、ここでは、いわゆる「被差別部落」とされる地域と、そこに居住する住民との関係を、人口統計を手掛かりとして見ていくこととしたい。その結果は、「部落」住民とその歴史的系譜について想定されている関係の根拠が、驚くほど薄弱なものであることを示すことになるであろう。

以下、広く受容された観念と現実との対照が問題になるが、理論的含意としては、イメージと 現実との関係の一具体例を検討することである。先ず、その前提として、近世における賎民層の 存在形態を整理しておくことにする。

(注①) 『部落史の終わり』(かもがわ出版、1995年5月25日)

#### 1 前近代における鰻民層の存在形態

近世を通じて、賎民の存在形態と、その賎視の理由とが一貫して変わらなかったということは 出来ない。賎民の生業や呼称の地域的変異(注②)と、賎業とされる経済的に有利な職業への農 民など周辺人民の参入をめぐる紛争(斃牛馬・皮革の処理権)の存在(注③)はそのことの証左 である。また、この時期は、脱賎化をめぐる賎民各層間の対立や、従って誰が賎民であるのかが

制度的に整理される一連の動向を伴なっていた。後藤陽一(注④)は、原田伴彦(注⑤)に依拠して、法制上は、おおむね17世紀後半の寛文―延宝期(1661-1680)から元禄頃に「非人」が固有の賎民身分の呼称となり、職能名であった「かわた」が賎民呼称を意味する公称「穢多」に変わるのは元禄以降であり、これにより幕府による穢多・非人を公称とする戝民制度が成立したとしているが、地域的変異はなお解消されたとは言えない。その後、一世紀を経た安永年間に、幕府は穢多取締に関する書付(通達)を出し(つまりは、なお賎民の隔離が徹底しなかったということだが)まだ、穢多頭・浅草団左衛門に支配の範囲などを問い合わせている(注⑥)。また、賎称を廃した太政官布告(明治4年の通称「解放令」)に先立つ戸籍調査に際して、自らの身分を問い合わせる徳島県下の農村より出された願(資料1「阿波藩民政資料」)を見れば、こうした事態が幕政の終わりまで解消されず続いたことは明らかである(注⑦)。そこでは、先代以来、村に住み着いた住民が、百姓と認定してほしいと「民生掛御役所様」に願い出ているが役所はこれを認めて「平民申付候事」と文書で回答している。

- (注②) 上杉聡『明治維新と賤民廃止令』解放出版社 1990年2月
- (注③) 幕末における、播磨・戸板(村)の死牛処理権を奪わんとする周辺農民の活動や、鳥取藩内での死牛馬の処理をめぐる穢多と農民との紛争など。前者については、臼井壽光「兵庫の部落史・第2巻「転換期の賤民構造」」(神戸新聞総合出版センター,1992年5月)261頁以下、及び、臼井壽光「兵庫の部落史・第3巻「幕末・継新の賎民制」」(神戸新聞総合出版センター,1991年5月)382~383頁、後者については、北尾泰志「皮革類の流通と「えた」身分」(「解放研究とっとり・第5号」、2003年3月20日)を参照のこと。あるいは、皮革取引をめぐる紛争については、松崎武俊の論考がある(「筑前豊前地方における被差別部落の形成と展開」「松崎武俊著作集上巻―部落解放史発掘―」、葦書房、1986年10月31日)。また、松下志朗「幕藩体制下の被差別部落―肥前唐津藩を中心に―」(明石書店、2008年1月31日)所収の「安政期の皮座仕組強化策」(145~162頁)など。その一方で、この問題は、解放令をめぐる旧穢多と周辺農民との葛藤・対立のなかでは、逆の方向で賎民の再定義に持ち出される。これについては、黒田展之「解放令反対一揆研究の現状と課題―兵庫県下・播但一揆を中心に一」、領家穣編著「日本近代化と部落問題」、明石書店、1996年2月29日)
- (注④) 後藤陽一「近世の身分制と社会」『岩波講座・日本歴史9 近世1』1975年 7 月
- (注⑤) 原田伴彦『日本封建都市研究』東京大学出版会 1957年2月
- (注⑥)「穢多取締」(『日本財政経済史料・巻8』 大蔵省編纂 大正12年2月28日)
- (注①) その結果、明治維新後半世紀を経て刊行された、島根県内務部庶務課「社会改良の栞」 (谷川健一編集代表「日本庶民生活史料集成・第25巻「部落2」」三一書房、1980年12月31 日) には、大正6年6月1日現在の「特殊部落ノ戸数人口調」が掲載されているが、その 種別について、「山ノ者、山、皮屋、塩坊、ハ共二穢多族ノ異名ニシテ又長吏、番太、得 妙、茶筅ハ共ニ鉢屋族ノ異名ニ過サルモ専ラ地方ノ称呼ニ従ヒ格別ニ輯録セリ」と記して いる。また島根では、鉢屋が明治43年11月30日の新聞に、自分たちは「特種部落」とされ

る謂われはないとの「由楷表明」記事を出している (島根県立図書館に記事のコピーがある)。

# 美立--

大正三年

阿彼羅民政資料 (物産陳列所版)

# 作悉樂顏上更

第下候得者實量雖有仕合に李字級仍而右之段道列香附を以李顕上候以上仰付年々に兩度見聽做少々宛上的奉仕居申所此度戸籍倡製御取湖に付何卒當村百姓居に被仰付被私銭先代よ書村へ來人相成既世相送り居申內土地風蒙方相見仮成に渡世相送り候に付見際人に被

	海部郡久保村見際人						
明告四未年三月	-	#	મ	選	×	$\prec$	<b>(B)</b>
	宧	匿	₩		(Æ	和	<b>(B)</b>
	<u>@</u>	44			羝	<u>B</u> -	<b>@</b>
	TC.	伍	惩		<u>14.</u>	#	 <b>3</b>
	黿						
	nest Markin d	選	*		迺	πζ.	<b>(B)</b>
	图外作和		1.8		4n	~	Æ
		腒	-14		<b>€</b> ₽	-	630

民政掛詢政所機

**比紅共迄龍有合仕合に李存録仍而異會任孝指上候以上右之者共李顯上段相違無軸座長村中故障之跡無御座長に付何卒右顕上近御閣周被仰付發寫下錄得右之者共李顯上段相違無軸座長村中故障之跡無御座襲に付何卒右顕上近御聞周被仰付發寫下錄得** 

朱三月月

久保村五人組

客 参 武 三 即

超 斯 外 兴

平民电付保事命

# 2 近代における旧賎民層の解放及びその社会的認知

「解放」の範囲が曖昧であった一方で、「解放令」布告後のこの時期以降、新政府による一連の 近代化施策に対する、農民層による一揆が続発し、解放令撤回を要求に含むものが西日本の各地 に見られた。一揆の過程で、しばしば旧穢多村が焼き討ちなどの標的になっている(上杉前掲)。 非人や歌舞伎役者などの「物貰渡世」、雑業集団は、近代化の過程で、賤視を脱し、あるいは 市井の巷間に姿を消していくが、旧穢多村は、農業・生産共同体としての性格を有しており、そ の性格上の相異から、明治維新後の、近代国家形成に際しては、近世にあった治安・警察機能が 試験制度を介して再定義・脱賎化されて、下級士族にとって変わられた(すなわち窮乏化につな がる制度変更であるが (注⑧))、その一方では、生業の一部が、食肉、皮革 (靴) など文明開化 (生活欧米化)関連業種に吸収、再編されたために、引き続き地域共同体としての性格を一定失 わなかった(生活習俗などの残存)。これが両者の前途を分ける結果になったと考えられる(注 ⑨)。近代化のなかで、歴史的系譜が社会的機能へ翻訳される状況が存在した。これは一面では、 経済上有利に作用した。事実、彼らの中に、維新以降の肉食(牛鍋)と靴の普及と、これらの需 要を高めた日清日露の戦役をへて大金持ちになったものが多くあったこと、またその結果、政治 力をも著しく加わったと柳田國男も書いている(注⑩)。明治4年の「解放令」によって、確か に、彼らは法制的隔離から解放された。近世においては、彼らは娼妓になることも禁じられてい た。解放令直後から女衒が活動したことは、宮武外骨が「明治奇聞」(注印) に書いている。こ の時点で、彼らは法制的に平等な社会的地位を獲得したが、その一方、この歴史と近代産業との 彼らに固有の関連は、なおその法制的地位の社会的認知・確認に時日を要することを予期させる に足るものである。さらには、この影響は、近世よりの職業系譜と無縁な職業に転じたものにも 及んでいる。大正年間になっても、浮世絵を買い占めて西洋人にこれを売却して巨万の富を得た 人物が、なおその出自から侮蔑されたことを宮武外骨が書いている(注⑫)。すなわち、旧賎民 の子孫のみを理由とする卑賤視もなお存在し、これを大衆に伝播する新たな回路として、近代文 学が機能した(注ધ3)。彼らは近代化のなかで、近世集団の生き残りと解されて、いわば「(みな し) 同化」の対象と認知され、或は排斥されるに至った(注印: 封建遺制)。

- (注⑧) 例えば、上杉前掲 397~399頁。また、近世の賤民の存在形態については、拙稿「歴史学の社会学的断面―差別論・文献解題 (2)」(『奈良大学人権研究』, 2008年3月31日) を参照。
- (注⑨) 近世における両者の性格上の相異が、近代以降の賎視にまでつながったとの指摘は、中村吉治(『日本社会史・新版』、山川出版社、昭和45年12月20日、252頁) にもみられる。
- (注⑩) 柳田國男「所謂特殊部落ノ種類」(『定本柳田國男集・第27巻』, 筑摩書房, 昭和45年8月20日, 所収 377頁)。この事実は、統計からも裏付けられる。大正9年の各種選挙権者数をみると、納税額を基礎にした制限選挙制度の下で、衆議院議員の人口一人当りの有権者が、全国平均(5.3%)に比して部落(1.6%)に到達している(前掲、『日本庶民生活史料集成・第25巻』所収の「部落に関する諸統計他」を参照)。これは全国平均の3分の1

	次: T细胞子作品以												
	衆議院議員	人口1人 当り%	県会議員	%	郡会議員	%	本籍人口						
全 国	3,069,787	5.3	*2,441,370	4.2	*2,313,694	4.0	57,918,671						
部落	14,467	1.6	17,200	2.0	17,678	2.0	872,720						

表1 各種選挙権者数

大正8年 出典 全国は「帝国統計年鑑」

(『日本庶民生活史科集成 第25巻』より)

に、なお達していないが、ようやく平等の権利を付与された近代の出発点を考えれば注目 すべき数値である(表1)。

- (注①) 幕府の判例集(御仕置例類集)の寛政8(1796)年に「穢多之娘を賣女等ニいたし候もの、穢多之身分を乍辨、素人之交り爲致侯段、不届ニ侯」とある。「穢多の娘を集めた 遊女屋」(『宮武外骨著作集・第1巻』,河出書房新社,1986年2月15日所収)。
- (注⑫)「新平民小林文七氏の美術品」(「裸に虱なし」『宮武外骨著作集・第1卷』 所収)。
- (注③) 渡部直己『日本近代文学と差別』(太田出版,1994年7月2日)。また筆者の目にとまった作品を一、二挙げると豊島与志雄の「特殊部落の犯罪」,上林暁の「屠牛者」など。
- (注④) 実際、喜田前掲では、言語の違いまでが取り上げられている(「特殊部落の言語」 198 201頁)。また、社会学者・小山隆が、民族の違いではないので、本来の「同化 (assimilation)」 ではないことを断りながら、同化概念と同化の過程 (接触→模倣→同類感→通婚) の有効性を指摘している(「融和事業研究」、26、27、28、30輯)。

## 3 融和と解放

見做しとはいえ「同化」の対象であるとすれば、その違いの根拠が問われざるをえない。これが、近世の荻生徂徠や海保清陵の系譜に連なる「異民族起源説」であり、その一方、旧賎民層とされる人々にとって、明治以降も続く賎視のなかでは、同一民族であることが何より大切であったらしく、異民族起源説に対する激しい反発が見られる。すなわち、これが事実誤認としてでなく「差別性」の現われの証左とされているかに見える。あたかも異民族なら、台湾、朝鮮、琉球(注⑤)など差別されて当然という当時の認識がその背景にあるのであろうか。

それでは、「同化」が目ざすべき方向は何か、それは近代日本が目ざす国民社会であり、当面は、彼らを除く日本社会である。その際、問題は貧困そのものにあるのではない。貧民は至る所で目にすることができる(横山源之助『日本の下層社会』や 松原岩五郎『最暗黒の東京』)。そこでは、あくまでも国民的標準(共有されるべき意識・「社会的常識」)に到達すること、すなわち風俗の改良が問題とされている(注⑩)。そこから、政府は、マジョリティの内部に対しては、差別を当然とする因習的謬見の打破(明治天皇の聖旨)を訴えつつ、他方、マイノリティに対しては、謬見の標的になることの無いように適応への努力(覚醒)を求める、これが融和運動の基本的立場である。すなわち、部落改善によって部落民を覚醒(この点で、水平社設立を評価する意見が、当初から内務省・融和運動内にある:内務省「地方改善概況・部落概況」大正10年版

『日本社会事業年鑑』では「其運動方法の良否は別として、部落民自身の自覚に依り、「已のことは已で始末する」と云ふ様な主義に依って水平社が組織されたことは、喜ばしいことであって 現在の改善事業と水平運動とが協調し、相俟って共に部落の解放及改善に従事する時は、其等の 事業は更に効果あるものとなるであろう」と大いに称揚されている)させることを目標としている。

他方、いわゆる解放運動は、融和運動に内在している「同化」を拒否し、マジョリティの側の 反省(覚醒)を求めて、国民的標準に至らぬ現状の責任(相異ではなく差別)の所在を問うこと によって、この問題に参与することになる。国民的標準に照らしても、十分に能力あるものが評価されず(学歴と職業選択、経済力と居住の自由、婚姻等)、貧困を脱するにも、より大なる努力と犠牲を強いられると主張して、自ら自立的な運動を組織する(水平社)。その内容は、差別の摘発と糾弾を手段とするものである。つまるところ、この両者の違いは、差別を無力化するために採用された戦略の違いにあると見ることが出来るが、しかしながら取りうる現実の施策や事業内容については基本的に変わるところはない(階級闘争と共産主義革命にこれを託すという、 水平社内部にもあった主張を別にして)。すなわち、道路改修、上下水道敷設、住居など地区の環境改善、教育助成(奨学金)、及び部落内外の啓蒙などがその内容である(注①)。

- (注⑤) 明治36 (1903) 年の内国勧業博覧会 (大阪天王寺) に際して、沖縄の女性を展示した人類館事件に見られるように、当時、琉球を異民族視する認識があった。また、1990年代になっても、「賀川豊彦全集」第8巻の補遺として出版された「資料集・「賀川豊彦全集」と部落差別」(キリスト新聞社 1991年7月31日)の「『補遺』刊行の意図と見解」に、賀川の「貧民心理の研究」に見られる「差別語・不快語などの用語もさることながら、何よりもその内容全体をとおして、被差別部落の起源について、"異なる人種"という、歴史的にも科学的にも誤った考察を主張することによって、部落差別を助長し再生産したと言わざるを得ない」との記述が見られる。また、「混住」という用語は使われるが、「混血」という用語が使用されないのもそのためであろう。
- (注⑩) 富裕な部落民に、服装や日常生活における衛生上の忠告をしたところ、絶縁されたと、 宮武外骨が書いている。「階級的舊弊思想と新平民問題」,(前掲『宮武外骨著作集・第1巻』)
- (注⑪) 事業の規模を除けば、戦後においてもさほど変わることがない。

#### 4 近代の人口統計資料にみる「被差別部落」の概観

旧戦民の子孫を理由とする卑賤視と差別が、賎称廃止と一般民籍編入の太政官布告以降もなお 止まず、大正年間になっても残存したことは上記の通りであるが、卑賤視の理由と、その対象に なった人民との関係を問うことがここでの問題である。すなわち、卑賤視の理由に見合う人民、 同定可能な人民が、果たしてどの程度に存在し、それが近代化の進行(注®)のなかで、どのよう に変化していったのかが知りたいが、当然のこととして、直接これを示す資料がない(あるいは アクセス不可能な)ので、ここでは、人口統計を手掛かりとして、この問題にアプローチしたい。

麦中(本)は本集(現)は現住(外)は窓高外居住 (著)は「普通民ニシテ部第内=居住スルモノ (地)は同和地区(同)同和関係

典出	(A)民族	と歴史(添[	田,喜田,	大江)	(B)	社会事業年	■ 昭和8: 昭和12:		(C) <b>融</b> 非	和事業研究	第40輯,夠	#56輯
年	部落数	戸数	人口	混住	部落數	戸数	人口	混住	部落数	戸数	人口	混住
明治初			382,886						63,448		333,166	
40												
44	5,470	126,564	779,434									
大正 6							835,042					
8	5,294	137,635	834,945		5,294		(現)834,745 (外) 69,667					
9	4,890	(本)149,781 (現)154,287	829,674		4,890		(現)829,674 (外)128,418					
10									4,890	(現) 154,287	(本)872,720 (現)829,674 (外) 69,370	
13					4,890	154,287	829,674					
昭和10	L	L	LJ		L				5,371	192,197	1,003,290	L
33												
37												
38												
42												
46												
50												
60												
平成 5												

典出	(10)	日本庶民生	活史科集	成		(E)同和行政史					(F)郵務問題辞典					
年	部落数	戸数	人口	混住	部務数		戸数	人口	混住	部落数	戸数	人口	混住			
明治初																
40	4,324 (5,470)	137,635	799,434													
44																
大正 6																
8																
9																
10	4,890	(本)149,781 (現)154,287	829,674	(97.1%)	4.853			829,773		4.890	155,370	829,675				
13						L										
昭和10		L			5.365	L		999,687		5,367	191,554	999,687	L			
33					41,33											
37					4,160											
38					4,160	地	407,279	同 1,113,043 地 1,869.748	(59.5%)							
42					3,545	同血	262,343 390,310	同 1,068,302 地 1,599,370	(66.8%)				(66.8%)			
46					3,972	阿地		同 1,048,566 地 1,458,802	(71.9%)				(71.9%)			
50					4.374	同地	315,063 520,062	同 1,119,278 地 1,841,958	(60.8%)				(60.8%)			
60					4,594					4,594	同 327,362 地 566,148	阿 1,163,372 地 1,998,464	(58.2%)			
平成 5					4,442 **	同地		同 892,751 鱼 2,158,789	·	·			(41.4%)			

※理由不明だが実際は4603であると書かれている。

#### **毅 合 研 究 所 所 報**

それには何よりも所謂「部落」の人口流動の程度を確認することが必要である。そこで、まず明 治以降に実施された被差別部落の人口調査を通観することにしたい。

現時点で、一般に知られている全国規模の悉皆人口調査(注19)は、戦前については、(一)明治初年の「解放令」布告時期のもの、(二)明治40年代の内務省調査、及び(三)大正8年前後の内務省調査と(四)昭和10年(9年に調査され、10年に結果が取りまとめられたようだが)の財団法人・中央融和事業協会によるものがあり、戦後は、(五)政府による「全国同和地区実態調査」が、昭和33年から数次に渡って実施されている。ただし、人口統計に関しても、一次資料を使用できず、二次資料に依拠せざるをえないため、資料ごとに、調査年次の相異や、数値の微妙な違いが見られるので、まず、これらを整理しておく必要がある。本稿で使用した資料の出典は、(A)『民族と歴史』、(B)「社会事業年鑑』、(C)「融和事業研究」、(D)『日本庶民生活史料集成』、(E)『同和行政史』、(F)『部落問題事典・資料11』である(表2)。以下、これらを時系列で、順番に見ていきたい。

# 統計の概括

# (概括)

- 先ず、(一) 明治以降の旧賤民に関する最初の人口統計によれば、(A) では、「解放令」布達時(明治4年)の、対象人口は、穢多280311人、非人23480人、皮作等雑種79095人、総計382886人である。戸数、集落(部落)数は分からない(注②)。(C) の56輯に掲載された高橋東山「明治初年各藩□□・非人並其他の戸口表」によると、戸数63448、人口333166である。この後は、全国統一の人口調査は明治末まで実施されていないようだ、あるいは公表されていない。この間は、「貧民」が先ず関心の対象になり、各種のルポルタージュを生みだしている(注②)が、貧民の1種たるを超えて、国の行政施策の関心の対象とならなかったかもしれない。
- (二) 明治40年代では、(D) が留岡幸助『特種部落と其人口』(「人道』69号,明治44年1月5日)を引いて、部落数4324(内務省闢5470)、戸数137635、人口779434との数値を掲載している。また、(A) に寄稿している内務省地方局長・添田敬一郎によれば、内務省が明治44年に調査しているが、部落数5470、戸数126564で人口は779434人である。ところが、これを、(C) の明治40年調査と比較すると、異なっているのは戸数137635のみである。

以上よりみれば、明治初年と明治末期との間に、人口が略倍増していることになる。

(三) 大正年間の調査をみると、(B) のみが大正6年調査の結果として、人口835042としている。大正8年1月の内務省調査については、(A) が、東京の一部及び神奈川他3県の未報告分を除しても、部落数5294、戸数137635、人口は834945、(B) では、部落数5294、戸数160919 (内、現住148706、地区外12213)、人口904412 (内、現住834745、地区外69667) 及び「普通民ニシテ部落内ニ居住スルモノ」21419となっていて、(A) と (B) とで部落数を除いて数値が異なっている。混住の手掛かりのある (B) を基礎に計算すると、地区内の混住率は、834745/834745+21419=0.975 (97.5%) である。また、(A) の戸数は、(D) が明治40年調査としているものと同じである。この間に人口はさらに増加していることが分かる。

大正9年末の内務省調査(A)では、部落数4890、戸数(本籍149781、現住154287)、人口829674、(B)では、人口に地区外居住128418を加え、また普通民6489を記載している。上記と同じ定式で計算すると、混住率は、992%である。人口については僅かに減少している。これは人口流動、すなわち地域よりの流出を示唆しているのだろう。しかし、いささか不可解なのは、1年間で部落数が404減少し、普通民が14930減少して1/3以下になっていることで、調査の対象を抽出する基準の調整・変更が想像される。

大正10年調査は、(C) と(D) にあるが、何れも部落数4890、戸数(本籍149781、現住154287) は同じであり、人口についてのみ(D) が、現住829674を記載しているのに対し、(C) は、本籍872720と部落外居住者69370を加えている。この資料からは、「普通民」が欠けているが、戸籍数で、現住が本籍を超えており、今、この差を普通民戸数と仮定すると、混住率は、戸数比で、149781/154287=0.971(97.1%)で、これは大正8年(B)とほぼ同じである。また、(B)のみが、大正13年調査を掲載しているが、部落数4890、戸数154287、人口829674で、大正9年の現住数値と全く同一である。

(四) 昭和10年調査については、(C)(E)(F)が結果(の一部)を掲載しているが、これによると、(C)の土屋政一の報告で、部落数5371、戸数192197、人口1003290であり、(E)では、戸数を欠いているが、部落数5365、人口999687、(F)では、部落数5367、世帯数191554、人口999687である。同一の調査に依拠しているにもかかわらず、ここでも数値に違いがあること、特に、部落数に違いがあることが注目される。また、ここでは、混住に関する数値がないが、この時期には、都市を中心にして、区別が困難になっている状況の反映かも知れない(注②)。

以上で、戦前の統計を通観したが、以下、戦後の統計を見ることにしたい。

(五) 戦後については、部落の範囲を確定することが、戦前にもまして困難になっている状況を反映して、部落を含む地区を指定し、地区内の部落と地区全体の数値とのそれぞれを計上している。その結果、前者を後者で除した混住率を算出している。戦後については(E)、(F)がこれを掲載しているが、両者の数値にほぼ違いがなく、(F)が政府調査の統計(E)に依拠していると見られるので、これを年次別に見ることとしたい。(E)に欠けた昭和60年のみを(F)で補完することにする。ただし戦後は、戸数ではなく世帯としているが理由は不明である。

昭和33年調査では、部落数4133、人口1220157であり、昭和37年調査では、部落数4160、人口1113043で部落は増え、人口は減少している。昭和38年調査では、部落数4160、戸数(同和地区全数で)407279、人口(地区1869748、同和関係1113043)、昭和42年調査では、部務数3545、戸数(地区390310、同和262343)、人口(地区1599370、同和1068302、混住率66.8%)、

46年調査では、部落数3972、戸数(地区386992、同和277137)、人口(地区1458802、同和1048566、 混住率71.9%)、昭和50年調査では、部落数4374、戸数(地区520062、同和315063)、人口(地区 1841958、同和1119278、混住率60.8%)、昭和60年調査では、部落数4594、戸数・世帯(地区566148、 同和327362)、人口(地区1998464、同和1163372、混住率58.2%)、平成5年調査では、部落数4442 (実際には36府県4603という但し書がある)、戸数(地区737198、同和298385)、人口(地区2158789、 同和892751、混住率41.4%)である。平成5年には、全国平均で、地区人口の半数に達していない。 戦後についても地区数、すなわち部落数が、大きな変化をしていることが分かる。一見したと

ころ、地域や、集落は、歴史的に形成されるので、それらが戦火や、大災害によることなく一挙に無くなる、或は荒野に大都市を一気に建設するなどの事態が生じなければ理解が困難な統計というほかない。この事態は、(E) が、明らかにしているところによれば(注②)、混住が進んだ結果、地域の範囲と、そこに居住する地区(部落民)人口を特定することが困難になっていること、すなわち「同和地区」は「部落」そのものの範囲を意味しない。及び市町村による同和地区指定が、被差別部落の分布を必ずしも反映していない結果、統計の報告が、必ずしも客観的事実を反映していないところにあるとされている。

#### (結果)

以上、使用できる統計に乏しく、資料の制約から、府県別統計はあっても、地区(部落)別統計が入手できないので、全国を単位として、これを概括した。その結果、地域的変異を捨象した一般的傾向として、調査ごとの変動が、とりわけ部落数において甚だしいことが分かる(ここでは詳述しないが、府県別にみても、大正10年から昭和10年の約15年間に部落数が16府県で減少あるいは姿を消す一方で、15倍強になる府県が7に及んでいる。表3)。これについては、通常の理解をもってしては、比較統計と看做しえないことは明らかである。しかし、逆に、この不備な統計が何故成立したのかを考えることを通じて、そもそも「被差別部落」なるものの曖昧さを指摘することには、これらの統計は逆に有用であると言ってよい。すなわち、そもそも何を調査しているのかについての基準が明確でない、ということが分かるからである(注24)。

					0.0			A-2 584 1		_ 10 - 7		•					
府県	東京	京都	大阪	神奈川	兵窜	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	重	愛知	静岡	山梨
(A)大正 10年	46	154	60	33	339	29	23	300	235	22	47	92	71	216	19	55	20
(B)昭和 10年	20	147	106	31	341	62	59	263	262	39	57	104	77	193	35	52	23
B/A	0.43	0.95	1.77	0.94	1.01	2.14	2.57	0.88	1,11	1.77	1.21	1.13	1.08	0.89	1.84	0.95	1.15
府県	滋賀	岐阜	長野	福島	青森	山影	秋田	福井	石川	富山	島取	島根	周山	広島	山口	和歌山	徳島
(A)大正 10年	65	23	288	6	1	4	-	5	31	220	81	79	297	406	117	105	56
(B)昭和 10年	67	21	333	8	_	-	1	6	47	233	97	147	373	426	154	111	87
B/A	1.03	0.91	1.16	1.33	-	-	_	1.2	1.52	1.06	1.20	1.86	1.26	1.05	1.32	1.06	1.55
府県	香川	爱媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	窗崎	鹿児島	岩手	宮城	北海道	沖縄				豁
(A)大正 10年	63	494	70	493	76	22	57	23	47	-	-	-	-				4890
(B)昭和 10年	48	593	69	475	71	20	45	9	54	ı	-	-	-				5367
B/A	0.76	1.20	0.99	0.96	0.93	0,91	0.79	0.39	1.15	1	-	-	1				1.10

表 3 府県別部落数の変化 (大正10年/昭和10年)

- (注18) 近世では、地域と住民は一体の事実として社会的に意味付けられていた(地域と階層の一体化)が、近代社会では、この両者は相互に独立している。その意味で、ここでは、近世的秩序が近代の構造に変化していく過程を近代化の進行と呼ぶ。
- (注⑨) ここで使用する人口統計の出典は、前掲「民族と歴史」、『日本社会事業年鑑』(大原社会問題研究所,「復刻版」文生書院,1975年2月20日)、『融和事業研究』(財団法人・中央融和事業協会,「復刻版」部落解放研究所,1973年5月26日)、『日本庶民生活史料集成』、『同和行政史』(同和行政史編集委員会編,総務省大臣官房地域改善対策室,平成14年3月)、『部落問題事典』(部落解放研究所編,解放出版社,1986年9月)掲載のものを使用する。
- (注②) この数字は、『民族と歴史・第2巻第1号:「特殊部落研究号」』(大正8年)で、喜田 貞吉と大江卓が使用し、上杉前掲、250頁が『明治史要』(明治9年刊)で確認している。
- (注②) 上記、松原岩五郎「最暗黒の東京」のほか、「生活古典叢書2・「明治前期の都市下層 社会」」(光生館,1970年4月30日)など参照。
- (注②) 中村孝太郎「都市融和事業の概念的考察」(『融和事業研究』第44輯,昭和12年7月17日) には、「・・・大都市の地区は少数同胞の住宅地より次第にスラムの形態を表している・・・或地区の如きは数十年前7戸位の戸数に過ぎなかったものが、現在では二百数十戸となってゐる。・・・小数同胞の地区より都市落伍者の集団地域へと移り行く傾向は肯定できる様に思はれる」とある。
- (注②) 前掲「同和行政史」所収の「同和対策審議会調査部会全国基礎調査」(昭和37年) 結果の概要」中の「調査単位、調査項目等についての考え方」(PP708-711)
- (注②) 既に、大正2年に柳田國男が、埼玉県内の郷土誌の中に、旧藩士族を特殊部落と記載した事例があることを指摘している(柳田前掲)。またこの事例の社会学的意味については前掲の抽稿「歴史学の社会学的断面」を参照のこと。

## 5 考察

社会的差別が、日常生活の諸場面で顕現する現実であるとすれば、差別対象地域や集団の認知や認定に、利害関係者相互の間で社会的諸力が働くことは、十分想像できる。しかし、社会的諸力がはたらくことそれ自体は社会調査に伴う不可避の条件である。従って、ここでは、被差別部落を対象とする調査にまつわる固有の性格を問うことが問題でなければならない。それは、近世においてさえ一元的に整理できなかった賎民の範囲の曖昧さが、近代化、即ち階層と居住地との分化の進行に伴って拡大再生産された結果、卑賎視の理由と、現実の系譜に直接の関連を見出すことが基本的に出来なくなったという事実を裏付けていると考えられる。近代以降も続く極端な地域的貧困が旧賎民「神話」を担保するかに観られていたが、1980~90年代になって、「同和地区」の内外の格差が自明でなくなるや、「部落民とは何か」、あるいは「部落民とは誰か」が、改めて問われる(注⑤)ようになり、そもそもの出発点となった定義が問題になるという、振り出しに戻って現在に至っている。1986年に出版された「部落問題事典」は、「部落民」の項目で「部落民とみなされる人、あるいは自らを部落民とみなす人を部落民という、この同義反復的なこと

でしか部落民を定義することはできない」と書くに至っているが、系譜神話の最終的な崩壊というべき事態にある。すなわち「部落」にあるからこれを「部落差別」と考えることの当否を再検討する時期にあるというべきである。婚姻に際しての「部落民」のみを理由とする結婚差別などの、典型的な部落差別と、「貧困」などを理由とする、日本社会一般にみられる差別を区別することが要請される。

なお誤解の余地なきを期して付言すると、本稿は、部落差別の存在それ自体を否定するものではない。現在に至るも、なお部落差別は存在するであろう。ただ差別の理由、卑賎視の理由に対応する集団、及び諸個人が特定できる事態にないということをその本旨とするものである。おそらくは、この認識から、領家種が、1970年代に、部落差別を「部落民」に対する差別ではなく、「部落という名前」でする差別であるとの趣旨を述べている(注இ)ことを付言しておきたい。

- (注②) 藤田敬一編『部落民とは何か』(阿吽社 1998年)、あるいは『現代思想vol 27-2 一特集「部落民とは誰か―」』(現代思想社1994年) など
- (注効) 領家穣『社会的差別とは何か』(大阪府雇用開発協会、1982年)

# 附論 地域の変遷・維持・崩壊に関する覚書

## (1)地域の変遷

ここまで、日本近代における地域の変遷過程を追ってきたが、近世の賎民居住地の系譜をひく とされる地域のなかに、居住・移動の自由という近代的市民権の法的確立の下でも、被差別地域 とされるものがある理由を明らかにすることが、本稿のもつ理論的課題である。明治以降の、細 民調査、あるいは大正に始まり、今なお実施されている部落調査などが、これを被差別民調査で はなく、地域調査として行われていることの意味は基本的に重要である。近世では、地域と住民 とは一体の事実として社会的に意味付けられていたが、近代社会では、この両者は相互に独立し ている。地域調査をすることは、被差別民の調査をすることと同義ではない(明治維新期を除け ば)。住民は、流動するが地域は自然地理的には同定できる。あるいは、近代の歴史的出発時点 (明治4年「解放令」) では、両者が一体であるにせよ、その後に、混住と部落内外の通婚が進 めば、地域は近世にもっていたアイデンティティ(identity)を喪失する(混住率に関する統計を **参照、)。従って、地域そのものの社会的位置も中・長期的に変化していく(現に、地価の高い繁 牽街の中には、近世には非人の集落であった場所の跡にあるものがあり、また住宅地として高い** 評価のある地域の中にも旧賎民集落跡とみられるものが存在する)。にもかかわらず、所謂被差 別部落においてのみ地域と住民の一体性神話が残存・存続する理由は何か。ここでは、近代日本 における、個人の社会的評価(格付け)における歴史的系譜の意義と、地域集団の社会的機能の 評価とが、近代化の進行と、全体社会の拡大に伴って、職能集団の機能分化に結果して、地域と 集団との環が次第に外れていく中で、錆雑に作用する過程が推定される。これは近代社会におけ る偏見の歴史的形成に係る問題を提起している。

理由 蹈在的理由 潜在的理由 無回答 計 地域 1,550 773 665 112 同和地区内 (49.9)(42.9)(7.2)(100)1,551 2,551 854 146 同和地区外 (33.5)(60.8)(5.7)(100)594 428 117 1.139 不 明 (52.2)(37.6)(10.3)(100)2.918 1.947 375 5.240 計 (37.2)(100)(55.7)(7.2)

表4 事業所所在別「現在地で仕事をしている理由」

表5 年令別「現在地で仕事をしている理由」

地域	顯在的理由	潜在的理由	無回答	at
20~29	71	17	10	98
	(72.4)	(17.3)	(102)	(100)
30~39	508	270	39	817
	(62.2)	(33.0)	(4.8)	(100)
40~49	995	668	111	1,774
	(56.1)	(37.7)	(6.3)	(100)
50~59	847	597	124	1,568
	(54.0)	(38.1)	(7.9)	(100)
60~	466	361	81	908
	(51.3)	(39.8)	(8.9)	(100)
不 明	31	33	10	74
	(41.9)	(44.6)	(13.5)	(100)
Bİ	2,918	1,947	375	5,240
	(55.7)	(37.2)	(7.2)	(100)

表 3, 表 4 はいずれも元濱他『郎落産業に於ける地域分布と地域評価』 (財団法人・大阪同和産業振興会 1985年)より作成

# (2) 地域の維持と崩壊

職能と地域が、法制上・実質上も一体である近世地域を歴史的起点として、これを解体して職業、居住の自由を保障する近代社会において、この歴史的所与がどのように作用したかを、ここでの問題とせねばならないであろう。近代とともに始まった近世地域の漸次的崩壊過程と、なおかつ近世的地域的統一の一定の残存、あるいはその幻想が、これら旧賎民居住地にみられるとすれば、混住あるいは部落内外の婚姻の不十分の認識(注②)にその原因があるというべきである。問題はこの事実認識にある。すなわち特定の歴史的地域に対する偏見が、地域住民への差別に結果するのがそれである。政府が部落改善(部落を直接の対象としてなされる施策・事業)から、地方改善(部落内外の融和)へと政策転換する過程の意味はこの認識にある。融和事業の実施主体である政府による、近世の階級差別の撤廃が布告された後も、人民が、なお因習的謬見に囚われて、近代社会の原理・原則(明治天皇の聖旨とされるが)が徹底されていないとの認識によるものである(注②)。従って、因習(偏見)が強ければ強いほど、地域とその性格の自己完結性が高まり、また、それに応じて地域内部の被差別民という自己認識・自覚とアイデンティティも高まる。逆に、偏見が弱まれば弱まるほど逆の傾向が明らかになる。すなわち、R. K. マートン

のいう「予言の自己成就」メカニズムが作用する(注②)。これに関しては、同和地区の実態に関する各種調査、例えば、地域と職業に関して、「現在の場所で仕事をしている理由」の調査が、興味のあるデータを提供している(注③)。この調査は、大阪府内の同和地区関連の事業主5240人に「現在の場所で仕事をしている理由」を問うているが、「現在の場所」(正答)という本来の質問にではなく、「仕事をしている理由」(誤答)を述べる回答が約4割(37.2%)にも及ぶことに注目し、これを無回答(誤答)として処理せず、同和地区についての体験と意識(差別に関する)を表したものと見なして、「現在の地域・場所を自明にしているもの」は、直接、「仕事をしている理由」を回答し、仕事場所の立地条件との関連で、地域を考えるものは、「現在の場所で仕事をしている理由」を回答していると解して、両者の分布を、同和「地区内に所在あるもの」と「地区外に所在あるもの」とに分類集計し、併せて、事業主の年齢階層別にもみている。これを、事業所の所在や年齢階層にみると、事業所が「同和地区」外に立地している事業主ほど、あるいは年齢階層が低い(若い)ほど、正答率が高くなる傾向を示していることは示唆的である(表3、表4)。そこに、「同和地区」内外の障壁についての経験と意識の相違を読み取る手がかりを見出すことができる。そこには、差別一被差別をめぐる地域間障壁を相対化する視点が形成される過程が見られる。

- (注②) 実際には、明治初期から、都市部を中心に流動性の高い出入が見られ、旧穢多村でない地域が特殊部落とされる事例も存在する。これについては、小林丈広「『特殊部落』とはなにか一近代部落史の一1 視点―』、『こべる』 No14、1994年 7 月)を参照。
- (注②) 西園寺公望が、この因習打破のため、穢多の娘を妻とすることを考えていたことは知られていたようだ。国木田独歩編『陶庵随筆』(明治36年,新聲社) 所収の、独歩「陶庵侯に就いて」が書いている。
- (注図)「予言の自己成就」については、拙稿「人権問題 文献解題」(『奈良大学人権研究・ 第4号』,2007年3月31日)を参照。
- (注⑩) 元濱他『部落産業における地域分布と地域評価』、(財団法人大阪同和産業振興会 1985年1月)

# SUMMARY

The category of 'BURAKU-MINORITY' originally stems from the pre-modern outcaste community. While early in the Meiji era, the outcaste group was emancipated from the legal isolation and so to discrimination, nowadays people have an inclination to regard buraku—inhabitants as their posterity, so to discriminate them. This paper presents the difference between the social image and reality. The author examined the census about them and concluded that by the effect of social mobility and the legal liberation, the buraku—inhabitant has not been the mirror of the old outcaste at the present time.